

改定後		改定前	
現場説明書		現場説明書	
特記事項 2		特記事項 2	
建設副産物の処理	<p>【建設発生土（処理）】</p> <p>①（他工事等流用） 建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。</p> <p>②（建設技術センター） 建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り_____円をセンターに支払うこと。センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）</p> <p>③（民間残土受入地） 建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り_____円を_____に支払うこと。民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）</p> <p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】</p> <p>①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m³当り_____円 アスファルト塊 1m³当り_____円 建設発生木材 1m³当り_____円</p> <p>②（他工事等流用） 〔Co雑割材・_____〕は、_____市・町・村_____地内_____工事で使用するものとする。</p> <p>③（バイオマス発電燃料加工施設への搬出） 建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、1 t 当り_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。 なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者（鳥取県）自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者（鳥取県）・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。</p> <p>④（木材市場等へ売却） 建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p> <p>⑤（再資源化施設へ搬出） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 その他（_____）_____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円</p> <p>（施設の名称・受入れ費用） 8時～17時（平日） ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。</p>	<p>【建設発生土（処理）】</p> <p>①（他工事等流用） 建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。</p> <p>②（建設技術センター） 建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り_____円をセンターに支払うこと。センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）</p> <p>③（民間残土受入地） 建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り_____円を_____に支払うこと。民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）</p> <p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】</p> <p>④（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m³当り_____円 アスファルト塊 1m³当り_____円 建設発生木材 1m³当り_____円</p> <p>⑤（他工事等流用） 〔Co雑割材・_____〕は、_____市・町・村_____地内_____工事で使用するものとする。</p> <p>⑥（バイオマス発電燃料加工施設への搬出） 建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、1 t 当り_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。 なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、伐採及び加工・流通の各段階において、鳥取県森林組合連合会認定団体により実施され、由来を証明されなければならない（木質バイオマス証明制度）。受注後に認定団体による伐採及び加工・流通が困難となる場合には、発注者に理由を付して協議を行うこと。</p> <p>⑦（木材市場等へ売却） 建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p> <p>⑧（再資源化施設へ搬出） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円 その他（_____）_____市・町・村_____地内の_____（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円</p> <p>（施設の名称・受入れ費用） 8時～17時（平日）（受入れ条件） ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。</p>	

改定後		改定前	
現場説明書 特記事項 3		現場説明書 特記事項 3	
工 事 用 道 路	<p>① (農地の一時転用について)</p> <p>本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、https://www.pref.tottori.lg.jp/295084.htmに掲載の着手前に本工事が公共事業であることを証明する報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。</p>	工 事 用 道 路	<p>① (農地の一時転用について)</p> <p>本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」(平成 24 年 10 月 15 日付第 201200109101 号経営支援課長通知)に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。</p>
現場説明書 特記事項 5		現場説明書 特記事項 5	
そ の 他	<p>⑫ (現場環境改善) 略</p> <p>⑬ (コンクリートスランプ) 略</p> <p>⑭ (熱中症対策)</p> <p>熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。</p> <p>また、気象庁から高温注意報(最高気温 35℃以上が予想される場合)が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。</p> <p>⑮ (現場管理費補正)</p> <p>本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。</p> <p>熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htmに掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。</p> <p>⑯ (日本芝生産地への配慮) 略</p> <p>⑰ (労災補償に必要な保険の付保) 略</p>	そ の 他	<p>⑫ (現場環境改善) 略</p> <p>⑬ (コンクリートスランプ) 略</p> <p>⑭ (熱中症対策)</p> <p>熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。</p> <p>また、気象庁から高温注意報(最高気温 35℃以上が予想される場合)が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。</p> <p>⑮ (現場管理費補正)</p> <p>本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。</p> <p>熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の制定について(令和元年 6 月 12 日付第 201900066875 号県土整備部長通知)に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。</p> <p>⑯ (日本芝生産地への配慮) 略</p> <p>⑰ (労災補償に必要な保険の付保) 略</p>
現場説明書 特記事項 6		現場説明書 特記事項 6	
そ の 他	<p>⑱ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)])</p> <p>本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。</p> <p>仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。</p> <p>⑲ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)</p> <p>本工事は、労働安全衛生規則第 2 編第 1 2 章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。</p> <p>安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。</p> <p>⑳ (標示板の設置)</p> <p>本工事は「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5 か年加速化対策)」と標記すること。</p> <p>標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和 3 年 6 月 1 日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。</p> <p>㉑ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策)</p> <p>新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htmに掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。</p> <p>また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナウイルス感染症に係る通知等も参照し、工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。</p>	そ の 他	<p>⑱ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)])</p> <p>本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。</p> <p>仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm を参照すること。</p> <p>⑲ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)</p> <p>本工事は、労働安全衛生規則第 2 編第 1 2 章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。</p> <p>安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。</p> <p>⑳ (標示板の設置)</p> <p>本工事は「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5 か年加速化対策)」と標記すること。</p> <p>標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和 3 年 6 月 1 日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。</p>